ふるさと阿武町学生応援便事業実施要綱

令和３年６月23日

告示第 号

（目的）

第１条　新型コロナウイルス感染症の影響により、帰省等移動の自粛やアルバイト等による生活費の確保が困難となっている阿武町出身で町外在住の学生に対して、応援物資を詰め合わせた「ふるさと阿武町学生応援便」事業を実施することによって学生の生活を支援し、阿武町のよさを再認識してもらうとともに、町内特産品の販売支援を行うものとする。

（対象者）

第２条　対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(１)　平成３年４月２日生から平成15年４月１日生までの間に生まれた者

(２)　学校教育法第１条に規定する大学（大学院を含む。）、高等専門学校、同法

第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校（ただし、外国人学校、自動車教習所、宗教関係、サポート校を除く。）のいずれかに在籍し町外に居住している学生（以下「学生」という。）。ただし、住民票を町に置いたまま、町外に居住している学生も含む。

(３)　学生の保護者が、町内に住所を有していること。

（支援内容）

第３条　町は予算の範囲内で、申請のあった学生に対し「ふるさと阿武町学生応援便」として、年３回町内特産品等を無償で提供するものとする。

２　送料は町が負担する。

（周知）

第４条　周知及び募集方法については、広報等で町内全域にお知らせするとともに、町ウェブサイトやＳＮＳで周知を図る。

（申請方法）

第５条　申請方法は、ふるさと阿武町学生応援便申請書（別紙様式）を学生本人又は保護者が記入し、学生証の写しを添えてメール、ファクス、郵送、持参により申請する。

（受付期間）

第６条　受付期間は、令和３年６月23日から令和３年７月14日までとする。

（個人情報）

第７条　個人情報の取扱いについては、本事業にのみ使用するものとする。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年６月23日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和４年３月31日限り、その効力を失う。